

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年8月6日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：フィリピン国統合水資源管理アドバイザー業務フェーズ2
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：フィリピン国統合水資源管理アドバイザー業務フェーズ2

調達管理番号：25a00327

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年8月6日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国統合水資源管理アドバイザー業務フェーズ2

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年10月 ～ 2027年10月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額20%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度（2026年10月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年8月12日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年8月18日 12時まで
3	質問への回答	2025年8月21日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年8月29日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年9月9日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表

者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/fJd4H4FFDb>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開

封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、プロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	発注者の既存事業との具体的な連携方法	第3条 実施方針及び留意事項2. (4) 発注者との既存事業との連携可能性の検討
2	フィリピンにおける全国および流域レベルの統合水資源管理の課題を踏まえた、現時点で考えられる技術協力作成資料（1）の想定内容	第5条 2. 技術協力作成資料 (1)

3	フィリピンにおける全国および流域レベルの統合水資源管理の課題を踏まえた、現時点で考えられる技術協力作成資料（3）の想定内容	第5条 2. 技術協力作成資料（3）
4	フィリピンにおける全国および流域レベルの統合水資源管理の課題を踏まえた、現時点で考えられる技術協力作成資料（5）の想定内容	第5条 2. 技術協力作成資料（5）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、フェーズ1の業務完了報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査：実施していない。
- ・ RD署名：本件は技術協力個別案件（専門家）の要請に基づくものであるため、RDはなく、実施していない。

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 実施体制（直営専門家との協働等）

本業務は、機構が別途派遣する日本の統合水資源開発・管理の知見を持つ直営専門家（JICA 国際協力専門員。先方政府に対して派遣される短期専門家という扱い。指導科目は水資源計画・管理。当該専門家の業務内容は別添資料のとおり。）1名と協働して業務を実施する²。

業務分担の基本的な考え方として、活動については受注者が実施するが、統合水資源管理（Integrated Water Resources Management。以下「IWRM」という。）の観点から、直営専門家が先方政府に対して派遣される短期専門家であると同時に国際協力専門員として JICA のグローバル・アジェンダ／クラスター事業戦略に関する知見、経験を蓄積している立場から適宜助言し、その助言を踏まえながら活動を実施し成果品を策定することとする。

直営専門家の現地派遣期間は受注者より短く、年間計約 1 か月の現地滞在、複数回の現地渡航を想定し、具体的なスケジュールについては受注者と相談し派遣時期や各渡航あたりの派遣日数を決定することを想定している。

また、本業務の内容はフィリピンの水資源分野はもとより、政策、制度等に関

² 本契約の業務従事者は複数名を想定しています。

連するフィリピンの知見が非常に求められるため、現地傭人、現地関係組織関係者（OB 含む）、現地学識者、現地コンサルタント関係者等から助言を得られる体制やネットワークがあることが望ましい。また日本国内においても、フィリピンの政策・制度・組織に詳しい外部有識者や行政関係者から助言を得られるとなお良い。

（２）C/P 機関の連携促進・情報共有（事業実施体制）

経済・計画・開発省（Department of Economic, Planning, and Development。以下、「DEPDev」という。）、環境天然資源省水資源管理局（Water Resources Management Office。以下、「DENR-WRMO」という。）、環境天然資源省国家水資源評議会（National Water Resources Board。以下、「DENR-NWRB」という。）という異なる機関を C/P とするが、事業実施体制として定期的にモニタリング会合等を実施し（最低でも年に 3 回）、各成果の進捗を共有すること。

（３）統合水資源管理の観点での協力の実施

水不足やそれに起因する利害対立を解決して限られた水資源を有効に活用していくためには、科学的データを蓄積し、科学的・技術的根拠に基づいて、利害を調整し合理的に水資源の持続的利用と保全を推進する責任主体を育成する必要がある。また、事業を実施する主体が複数にまたがる場合が多く、利害関係者も多いことから、十分に機能する協議体を形成・運営し、社会的合意形成に基づいて水資源を巡る課題を解決していく体制を構築する必要がある。

発注者は 2021 年 6 月に「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）19. 持続可能な水資源の確保と水供給」を策定し、本業務は「クラスター事業戦略『地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理』」に位置づけられることを踏まえ、地域の水資源管理の問題を自ら解決できるような能力強化を実施し、その地域の水資源問題を解決に導いていく方針に留意する。

本業務においても、上記の戦略に沿い、フィリピンの統合水資源管理に関する政策、制度、組織等に関する十分な理解の下で、責任機関の能力強化とオーナーシップ開発、及び協議体の形成とその機能化を目指して実施していくことが重要である。

フィリピンの水資源分野に関連する日本・フィリピンの関係者とは情報共有等を実施し、必要に応じて協働しながら、適切な統合水資源管理の実施にむけて検討する必要がある。

IWRM の M/P は、以下のように構成される：

- ・国家 IWRM 計画：国家 IWRM 計画：2023 年の WRMO による IWMP と 2007 年の NWRB によるフィリピン IWRM 計画枠組み；
- ・河川流域 M/P：RBCO による IRBMP と NWRB による河川流域水資源 M/P；
- ・サブセクターの M/P 洪水管理は DPWH、灌漑は NIA、水供給と衛生は DILG、流域管理は DENR が担当する。

(4) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本業務の効果的な実施のため、フィリピンの対象流域における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）の調査結果や提言内容を踏まえ、報告書の活用や具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求する。

想定する既往案件を以下に列挙する。

- ① 技術協力個別案件（専門家）「統合水資源管理アドバイザー業務」（2023 年 6 月～2025 年 7 月）（本件の前フェーズに相当するもので、以下「フェーズ 1」とする。）

統合水資源管理の観点から踏まえ、DEPDev /DENR-WRMO/DENR-NWRB およびその他の関連機関に対して、PDP/地方開発計画 (Regional Development Plan。以下、「RDP」という。) における水資源セクターに係る政策立案、効果的な統合水資源管理の実施のための政策提言、データ管理手法及び国家統合水資源計画 (以下、「IWRMP」という。) 策定に関する能力強化を行うことにより、当該分野の職員の能力向上を実施した。その成果として、主に対象流域である 3 水資源区 (水資源地域 II : カガヤン川流域, III : パンパンガ川流域, IVa : カビテ等) での統合水資源管理に関する課題の解決策の提言等を行った。本業務では上記のフェーズ 1 業務における IWRM 課題の解決策の提言等の業務の成果を踏まえ、フィリピン側による IWRM 課題のより具体的な解決策の検討および実施を推進するため、持続可能で統合的な水資源管理のための枠組および政策の強化、地域・流域における統合水資源管理の課題の解決策の実践のためのマルチステークホルダーパートナーシップの強化およびステークホルダー間の情報共有の促進、統合水資源管理に関する優先事業の整理等を行う。

- ② 「フィリピン国全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査」(2021 年 2 月～2023 年 7 月)

フィリピン全国を対象に、2050 年を目標年次とした水資源区ごとの水収支評価を実施し、気候変動影響を考慮した水収支評価結果に基づき、将来

特に水収支がひっ迫すると予測される3水資源区（水資源地域Ⅴ：ビコール、Ⅶ：セブ、Ⅺ：ダバオ）において、水資源開発・管理計画（案）の策定、ならびに広域水資源開発等を含む実効性のある優先事業コンセプトの提案を実施した。本業務では同調査の情報収集結果を踏まえて、フィリピンにおける統合水資源管理に関する課題の解決策を検討する。

③ 開発計画調査型技術協力「重要流域治水対策強化プロジェクト」（2024～2025年）

公共事業・道路省（Department of Public Works and Highways：DPWH）を対象に、カガヤン川流域（流域面積 27,564km²、河川延長 350km）を含む重要流域において、洪水リスク評価を踏まえたマスタープランの見直し及び優先事業に対するプレフィージビリティスタディの実施、ならびに既存の調整機関を通じた関係機関や地方自治体との連携を促進している。カガヤン川流域では、JICAにより1987年にマスタープランが策定され、「フィリピン国カガヤン下流域洪水対策計画調査」（2002）にてマスタープランの見直し、下流域の優先事業のフィージビリティスタディを実施済みであり、カガヤン川流域に対する治水計画・流域保全計画・土地利用計画の長期計画の見直しが行われている。カガヤン川流域におけるIWRM課題の解決策の効果的な実施の観点から、新たに策定される治水マスタープラン及び流域協議メカニズムの強化に対して働きかけを検討する。

④ 有償勘定技術支援「マガットダム堆砂対策事業準備調査」（2025～2026年予定）

カガヤン川流域に位置する灌漑、発電、洪水調節を目的とした多目的ダムであるマガットダムにおいて、堆砂対策を実施して貯水容量の確保を図り、灌漑用水と電力供給の維持および洪水被害防止機能の維持等に寄与するもの。統合水資源管理、流域協議体を活用したステークホルダーとの連携強化に関しては、マガットダム堆砂対策における利害関係者間のコンフリクトを調整し、合意形成を経た包括的な対策計画の策定を行うため、「実施機関、中央省庁の主要関連機関＋カガヤン川流域管理委員会」から構成されるテクニカルワーキンググループを立上げ、調査の節目に関係者を一堂に集めて協議し、主要な提案内容に関し適時に合意形成を行う予定である。本業務においても、成果2における既存事業を活用した統合水資源管理の実践について、統合水資源管理等の観点から調和のとれた堆砂対策の検討に対する提言や、関係機関間の情報共有および意見交換における流域協議メカニズムの強化を図る。

⑤ 開発計画調査型技術協力「包蔵水カデータベース化支援プロジェクト」

(2025年10月～2029年9月)

貯水式・揚水発電の民間参入促進にかかる提言を行う予定であり、多目的ダムとして統合水資源管理の視点も重要として進めている。カガヤン川流域マガットダムにおいても貯水式・揚水発電等が実施されており、本業務において、多目的ダムの検討などにおける水資源の産業利用促進の観点からも連携を検討する。

(5) 我が国の経験・知見を活用した活動

「第2条 業務の背景」に記載のとおり、これまで水資源管理の課題解決が具体的に進まなかった背景として、環境社会配慮上の問題、ステークホルダー間の合意形成の問題、水資源開発に係る組織・法制度上の問題、実施機関の実施能力の問題、政治制度の問題、投資計画・整備計画上の問題があるが、これらは日本の水資源管理の経験に類似していることが想定される。そのため、外部関係者として日本の知見を持っている方や組織に助言を得ることや、プロジェクト研究「日本の水資源管理の経験」のテキストを参考にすることで、日本が苦労したこと、失敗したことも含めて、本業務に活用できる日本の事例を検討し、積極的に共有・活用する。

特に、日本において文化的価値や制度的実践が各機関の協力を促進し、孤立した取組を防止し、共通目標に向けた共同行動を確保する仕組みについて、ワークショップや以下セミナー等で具体的に紹介し、フィリピンにおける現地のIWRM課題解決における活用を推進する。

(6) 現地セミナーの開催

本業務の成果4において、統合水資源管理の原則と実施に関する各関係機関の意思決定者の知識と能力の強化のための能力開発活動の実施を想定しており、活動4-2において統合水資源管理の実施のための各関係機関の意思決定者の知識と能力の強化のための講義(Lecture)や協議(Public Consultation Meeting等)を想定している。本業務では中央政府の職員向けに各成果の認識共有、合意形成および成果4の知識と能力の強化を目的としている。活動4-2におけるセミナーと現地視察の想定規模は以下のとおり。

目的	フィリピンおよび対象流域におけるIWRMの具体的課題に対処するための、IWRMの原則と実施に関する各関係機関の意思決定者の知識と能力の強化および合意形成を促進する。
実施回数	計2回
対象者	DEPDev / DEPDev Regional Office/DENR-NWRB/DENR-WRMO/

	RBCO/NIA/NIA Regional Office/DPWH/DPWH Regional Office/LLDA/MWSS/DILG/NPC/LWUA/NHRC/DOE/PAGASA/PWP他
参加者数	約60名/回
開催期間	約0.5~1日/回
実施場所	マニラ首都圏のホテルセミナールームを想定
実施形態	対面/オンラインのハイブリッド形式

また、活動4-3において、フィリピンの対象流域における統合水資源管理の具体的な課題に関係機関で対処するための数日間の現地セミナーを計2回程度実施する。上下流コンフリクト等のIWRMの課題が顕在化している対象流域（カガヤン川流域および／あるいはパンパンガ川流域を想定）を視察し、解決策の合意形成に向けた議論を実施する。活動4-3におけるセミナーと現地視察の想定規模は以下のとおり。

目的	フィリピンおよび対象流域におけるIWRMの具体的な課題に対処するための、IWRMの原則と実施に関する各関係機関の意思決定者の知識と能力の強化および合意形成を促進する。
実施回数	計2回
対象者	DEPDev / DEPDev Regional Office/DENR-NWRB/DENR-WRMO/RBCO/NIA/NIA Regional Office/DPWH/DPWH Regional Office/LLDA/MWSS/DILG/NPC/LWUA/NHRC/DOE/PAGASA/PWP他
参加者数	約30名/回
開催期間	約3日/回
実施場所	対象流域のうち、統合水資源管理の課題が顕在化している現地を想定
実施形態	対面

(7) 統合水資源管理事業のレビューにおける、気候変動対策への貢献の検討

本事業により将来的に水資源管理能力が強化されることにより、水資源の効率的な利用および限られた水資源の有効活用が図られることから、本業務は気候変動で生じる渇水に対する適応策に貢献する可能性がある。

そのため、本業務の実施において、気候変動適応策に資する活動を検討する。具体的には、対象流域における具体的な統合水資源管理事業の検討において、自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）等の考え方を考慮した検討を行う。自然を活用した解決策の具体例としては、貯水能力の向上、洪水リスクの軽減、水環境保全、生物多様性保全等を目的とした、氾濫原・遊水

地群の整備・管理、雨水貯留・浸透、傾斜地でのテラス・田んぼダム、上流域における水源（水源林・湿地等）の保全・保護等が挙げられる。対象流域における具体的な統合水資源管理事業の検討における合意形成や先方の意向を踏まえて検討する。

(8) 他の開発パートナーやフィリピン政府関係機関との協調

本分野は、他の開発パートナー（アジア開発銀行、世界銀行、韓国国際協力団等）やフィリピン政府関係機関も協力している分野であり、より効率的かつ効果的に活動を実施するために、他機関の活動の詳細を本業務中に把握した上で、それらの活動から得られた教訓は本業務の活動に反映する。

(9) フィリピン政府関係機関の要請

フィリピン国のマルコス大統領が地域開発評議会の主要メンバーとの会合において、Region-I の水供給問題への対応を指示しており、その関連でフィリピン政府関係機関より Region-I における流域の荒廃による水資源への定量的な影響の調査の要請が出された。先方との協議を通じて、本業務に含めることが難しいことについて理解を得たものの、業務開始後に同様の要請が出された場合には、各成果の対象とする Region や流域の見直し等についてフィリピン政府と議論し、本業務の活動への反映の可否を検討する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

成果1：統合水資源管理（IWRM）に関する既存の国家レベルの枠組と政策における介入策の包括的なレビューを実施し、持続可能で統合的な水資源管理のための枠組と政策が強化される。

水資源管理のための枠組と政策とは、IWRM の実施方法の一種であり、適切な水資源管理を効率的に実施するための具体的なプロセスのことである。

IWRM M/Ps は、以下が含まれる。

- ・ 国家レベルの IWRM 計画：WRMO による IWMP（2023 年）、NWRB によるフィリピン統合水資源管理計画フレームワーク（Philippine IWRM Plan

Framework、2007年)

- ・ 流域レベルの M/P : RBCO による IRBMP、NWRB による河川流域水資源 M/P
- ・ サブセクターレベルの M/P : DPWH による洪水対策 M/P、NIA による灌漑 M/P、DILG による水道・衛生 M/P、DENR による流域管理 M/P

IWRM の枠組と政策の内容は、以下が含まれる。

1. 政府の意志・政策とビジョン（統合・調和されたプロセスと経済的・社会的福祉）
2. IWRM の原則と政策
3. 具体的な目標と優先順位、目標年次
4. IWRM 環境の改善計画：A) 環境整備、B) 制度と参加、C) 管理手段、D) 資金調達
5. IWRM の原則に従うよう、各水分野への提言
6. モニタリングと評価の枠組み
7. 実施スケジュール
8. 予算とリソース

DEPDev は、水資源管理と開発に関する既存の国家レベルの方針を、カガヤン川とパンパンガ川の流域レベルでの実施に適合させるための、実行可能な戦略に落とし込む枠組の開発を優先している。この枠組は、カガヤン川とパンパンガ川流域における特定の IWRM 課題の解決策として機能するものである必要があり、また今後 DWR が設立された場合を踏まえ、DWR が流域レベルでの IWRM 実施を指導するために採用可能な枠組である必要がある。

先方政府と合意している活動内容は以下の通り。

活動 1-1：統合水資源管理の実施の観点から、既存の枠組と政策や関連 M/P（国家統合水資源計画（IWMP）、河川流域 M/P、サブセクター M/P）をレビューする。

活動 1-2：計画と実施およびモニタリングと評価および SDGs 6.5.1 指標の評価方法を含む、持続可能で統合的な水資源管理の枠組と政策のドラフトが推奨され、カウンターパートと議論され、その概念を関係機関や利害関係者に共有する。

活動 1-3：IWMP やその他の M/P の追加や改訂を推奨し、C/P 担当者と協議する。

活動 1-4：持続可能で統合的な水資源管理の枠組と政策のドラフトを、成果 2 と 3 の対象流域に適用し、関係機関や利害関係者の間で議論し、その結果を枠組と政策にフィードバックする。

活動 1-5：持続可能で統合的な水資源管理の枠組と政策のドラフトが最終化

される。

② 成果2に関わる活動

成果2：地域・流域の統合水資源管理に関する関係機関や利害関係者間のコミュニケーションを促進し情報共有するために、既存のマルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムが強化される。

マルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムは、プロジェクトの初期段階において実施された現地調査の結果を踏まえ、特にカガヤン地域において、カガヤン川水系の3地域（コルディリエラ行政地域（Cordillera Administrative Region (CAR)）、Regions-II、Regions-III）に関する地域間課題に対応する調整機関が存在しないことが指摘されている。調整の欠如によって、イニシアチブの整合化や河川流域管理における一貫したアプローチの確保に課題をもたらしている。

本業務では、マルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムの強化において、効果的なデータ共有メカニズムの確立や、エビデンスに基づく意思決定を支援するための学術機関の参画可能性を検討する。また、対象地域に適用可能な好事例の特定のため、対象地域以外の河川流域についてもレビューと分析を拡大することが求められているが、先方政府と協議の上検討する。また、今後DWRが設立された場合を踏まえ、DWR法案で提案されている河川流域組織（RBOs）の設立を含む、流域レベルでのステークホルダー機関との効果的な垂直的機関間協力を促進するためのメカニズムの確立における、調整機関の立法化及びその実施の可能性に関する実行可能で具体的な提言を検討する。

フィリピンには既にマルチステークホルダープラットフォームやメカニズムが存在し、本成果はそれらをさらに強化することを目的としている。フィリピンにおける現在のマルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムは、以下が含まれる。

1) RBO、2) NWRB、3) INFRACOM（インフラ・公益事業開発委員会）の水資源小委員会、4) RDC（地域開発協議会）、5) サブセクター合同会議

第3条2. (3) ④に記載の通り、有償勘定技術支援「マガットダム堆砂対策事業準備調査」（2025～2026年予定）において、本業務において統合水資源管理の実践に向けてステークホルダーとの連携強化を推進する。具体的には、カガヤン流域においてカガヤン川流域管理委員会が存在しているため、それらと実施機関、中央省庁の主要関連機関から構成されるテクニカルワーキンググループが立ち上がることが想定されている。そのため、本調査を活

動 2-8 のケーススタディとして、灌漑用水と電力供給の維持および洪水被害防止機能の維持等に寄与することを目的とし、定期的な協議の場で統合水資源管理の観点に基づくコンポーネントの合意形成が図れるよう、本業務において統合水資源管理等の観点から調和のとれた堆砂対策の検討に対する提言や、関係機関間の情報共有および意見交換における流域協議メカニズムの強化を図る。

先方政府と合意している活動内容は以下の通り。

活動 2-1：対象流域の現地調査と協議に基づき、地域・流域レベルでの既存／計画中的マルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムを、適切な統合水資源管理の実施の観点からレビューし、好事例や課題を収集する。

活動 2-2：対象流域における河川流域組織（RBOs）の現状の運営状況をレビューした上で、フィリピンにおけるプラットフォームおよびメカニズムの適切な構造とプロセスを提案する。エビデンスに基づく意思決定を支援するための学術機関の潜在的な関与を探求するため、効果的なデータ共有メカニズムの確立の重要性を強調する。さらに、国家レベルと河川流域レベルの間の効果的かつ垂直的な省庁間連携の促進を目的としたメカニズムが提案される。RBOs の現状の運営状況のレビューにおいては、対象流域における RBOs の管轄や機能および他機関との調整に関する論文等の既存資料を複数レビューし、プラットフォームおよびメカニズムにおける RBOs の関わり方に対する適切な位置づけや必要で実現可能な予算措置を検討する。

活動 2-3：水資源の適切かつ効率的な管理・運用の観点から、既存の利害関係者および省庁間調整メカニズムである DEPDev のインフラ・河川流域管理局（RBCO）の水資源小委員会（SCWR）の国家プラットフォーム／メカニズムと、DEPDev /DENR-WRMO/DENR-NWRB による準備活動をレビューし、改善策を提言する。

活動 2-4：改善策のドラフトについて、国家／地域・流域レベルの利害関係者および省庁間調整を促進するために、カウンターパートと協議する。

活動 2-5：統合水資源管理の実施にかかる取組のためのデータ共有や連携など、地域・流域のプラットフォーム／メカニズムの適切なメンバー・役割・責任が推奨される。

活動 2-6：地域・流域のマルチステークホルダープラットフォーム／メカニ

ズムの適切な設立・運営・成果のためのガイドラインのドラフトが提案され、カウンターパートと協議する。

活動 2-7：ガイドラインのドラフトを関係機関や利害関係者と協議し、改善する。

活動 2-8：ガイドラインのドラフトを、対象流域に適用し、教訓を得る。

活動 2-9：最終的なガイドラインを提案し、マルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムの持続可能性を確保するために、適切な法制度を推奨する。

③ 成果 3 に関わる活動

成果 3：地域・流域の短期・中期・長期の統合水資源管理優先事業がリスト化およびレビュー及び分析され、短期について選定基準に基づき統合水資源管理優先事業が選定され、統合水資源管理の実施に関する計画および合意形成の促進のために既存の事業計画がレビューされる。

フェーズ 1 において、フィリピン国における 11 の IWRM 課題を特定し、先方政府を含めた協議・検討を経て、IWRM 課題の解決策に係る提言書(案)を作成した。

先方政府と合意している活動内容は以下の通り。

活動 3-1：多目的（貯水池／ダム／池／湖沼等）事業の実施に特化した統合水資源管理の原則に従い、短期（5 年）、中期（10 年）、長期（20 年）の期間を考慮して、統合水資源管理事業に優先順位をつけるための評価基準を提案し、カウンターパートおよび関連機関と協議する。

活動 3-2：評価基準に基づいて統合水資源管理優先事業リストおよび実施スケジュールをカウンターパートと協議しながら策定され、関係機関と協議される。

活動 3-3：短期（5 年間）のリストから最も優先的な統合水資源管理事業を選定し、アクションおよびモニタリング計画をカウンターパートと協議しながら策定する。

活動 3-4：統合水資源管理の実施に向けた計画および合意形成を促進するため、最も優先的な統合水資源管理事業のうち、対象流域における既存または計画中の事業をレビューし再分析する。

活動 3-5：選定・検討された統合水資源管理優先事業について、関係機関や利害関係者と協議され、合意形成が図られる。

活動 3-6：統合的な水資源インフラ開発およびソフト面の要素を含む、フィ

リピンにおける統合水資源管理事業の実施のための手引書をカウンターパートと協議しながら策定し、関連機関との協議を経て最終化する。今後実施機関が事業実施において必要に応じて手引書を活用できるようにし、フィリピンにおける統合水資源管理の取組を促進するための多目的貯水池などの好事例を含める。

④ 成果4に関わる活動

成果4：統合水資源管理の原則と実施に関する各関係機関の意思決定者の知識と能力の強化のための能力開発活動が実施される。

先方政府と合意している活動内容は以下の通り。

活動4-1：合同会議や現場視察の際にOJTが実施され、参加者による報告が開催される。

活動4-2：統合水資源管理の実施のための講義や協議を、チュートリアルやツールを準備して行う。

活動4-3：フィリピンにおける統合水資源管理の課題に対処するため、対象流域で具体的なテーマに関する数日間のセミナーと現地視察を行う。

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) 業務完了報告会の開催

業務完了時点で発注者を対象に業務完了報告会を開催する。基本的には本業務の背景および内容、工夫点、成果及び教訓と提言等について報告するものとし、日本語で実施するが、具体的な日程及び内容等については、業務開始後に調整する。

(4) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注

者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意

する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日 以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	ドラフト：業務計画書 提出日から 1 カ月以内 最終版：業務開始から 2 か月以内	英語	電子データ	-
業務進捗報告書	2026 年 10 月末日	英語／ 日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	英語／ 日本語	製本	各 10 部
			CD-R	計 3 部

- 業務完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 要員計画
- ⑦ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑧ その他必要事項

(3) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア) 業務フローチャート
- (イ) 人員計画（最終版）
- (ウ) 研修員受入れ実績
- (エ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (オ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (カ) 合同調整委員会議事録等
- (キ) その他活動実績

2. 技術協力作成資料³

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 持続可能で統合的な水資源管理の枠組と政策の最終版（活動 1-5）
- (2) 国家プラットフォーム／メカニズムの改善策の最終版（活動 2-3）
- (3) 地域・流域のマルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムの適切な設立・運営・成果のためのガイドラインの最終版（活動 2-9）
- (4) 統合水資源管理優先事業リストおよび評価基準および最も優先的な統合水資源管理事業の最終版（活動 3-1, 2, 3）
- (5) フィリピンにおける統合水資源管理事業の実施のための手引書の最終版（活動 3-6）

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

³ 第3条2.(3)の内容に留意し、フィリピンにおける全国および流域レベルの統合水資源管理の課題を踏まえた、現時点で考えられる技術協力作成資料（1）（3）（5）の想定内容について、プロポーザルで提案してください。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁴。

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁴ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名： フィリピン共和国（フィリピン）

案件名： 統合水資源管理アドバイザー業務フェーズ2（和名）

Integrated Water Resources Management Advisor Phase 2（英名）

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における水資源セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）は、人口約1億904万人（2020年フィリピン国勢調査）、面積298,170平方キロメートル（日本の約8割）であり、7,641の島々からなる国である。

フィリピンでは、1990年代より水不足の問題が指摘されてきたが、人口増加や経済発展により水需要は年々増大する一方、適切な対策が取られてこなかった。その結果2019年にはエルニーニョ現象の影響による少雨によって水不足が深刻化し、大きな社会問題となった。フィリピン政府はフィリピン開発計画（Philippine Development Plan（2023～2028年）。以下、「PDP」という。）において、人口増加や経済成長が続く中、今後持続的に水の安全保障を達成していくためには、代替的な水源を確保していく必要があるとしている。また、フィリピンは、自然災害に脆弱な国でもあり、台風や豪雨による洪水被害にたびたび見舞われてきた。これまでに多くの洪水対策事業を実施し、災害リスクの削減を進めているが、気候変動による災害の激甚化等のリスクへの対応も必要となっている。一方、フィリピン国内において、水に関係する機関は30以上あり、それらの機関間の調整が取れていない。更に、行政機関の規制機能が弱く、中央と地方政府の連携も不足している。また規制を担う国家水資源評議会（National Water Resources Board。以下、「NWRB」という。）は、権限・人員・予算の不足が指摘されている。この状況を踏まえ、フィリピン政府内では新組織として新たに水資源省（Department of Water Resources。以下、「DWR」という。）及び水規制委員会を設立する構想があり、2022年6月に就任したマルコス大統領はそれらが政権で最も重要度の高い立法議案の1つと述べている。また、水資源管理局「Water Resources Management Office。以下、「WRMO」という。」の創設に関する大統領令が2023年4月に発令された。WRMOはDWRが設立されるまでの暫定機関とされており、すべてのステークホルダーと連携して、フィリピン全土の水資源とその持続可能な管理を確保するために、政府のあらゆる取り組みと規制活動を統合し調和することに対し主として責任を負うことになっている。WRMOによる国家統合水資源計画（以下、「IWRMP」という。）が策定され、2024年2月に経済・計画・開発省（Department of Economic, Planning, and Development。以下、「DEPDev」という。）理事会によって承認されたほか、また国家灌漑省（以下、「NIA」という。）が持つ灌漑水利権の多目的利用に関するWRMO-NIA-NWRB間の協定書の署名や、公共事業道路省（以下、「DPWH」という。）とNIA両者の事業の統合に関する協定書を締結する動きもあり、統合水資源管理（Integrated Water Resources Management（IWRM））の動きが活発化している。

一方、中央省庁では、DWRの設立時期は確立されていない上、水資源の持続的かつ統合的な管理能力や計画段階への介入・許認可制度ならびに実施段階でのモニタリン

グ制度は未だ十分に確立しておらず、また WRMO 自体の組織の観点でも権限・人員・予算の不足が懸念されている。また各地域・流域では、統合水資源管理の実施能力が不足しており、事業形成における多目的、複数セクター間の機能の統合や競合の調整に係る協議体や法制度整備の強化や、事業の迅速な開始に向けた統合水資源管理の実施の枠組および関係機関の連携が必要となっている。

この喫緊の課題に対応するために、JICA は 2023 年より技術協力個別案件(専門家)「統合水資源管理アドバイザー業務(フェーズ1)」を開始し、PDP/地方開発計画(Regional Development Plan。以下、「RDP」という。)における水資源セクターに係る政策立案、効果的な統合水資源管理の実施のための政策提言、データ管理手法及び IWRMP 策定に関する能力強化を実施しており、成果として、主に対象流域での統合水資源管理に関する優先課題の解決策の提言とステークホルダーとの合意形成や、IWRMP の実施に向けた方向性の提言及び実施モニタリングが期待される。

係る背景のもと、持続可能で統合的な水資源管理のための枠組の強化、地域・流域における統合水資源管理に関する課題の解決策の実践のためのマルチステークホルダーパートナーシップの強化およびステークホルダー間の情報共有の促進、統合水資源管理優先事業の整理等を行うことにより、統合水資源管理の実践における組織構造と法制度の強化を図り、もってフィリピンの水資源の効果的かつ持続可能な管理能力の強化に資することを旨とする。上記の通り、本要請案件はフィリピン政策(PDP、IWRMP等)に合致するものであり、特に水資源分野の計画に適用される統合水資源管理を通じた効果的な水ガバナンスを実施するものである。

(2) 水資源セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対フィリピン共和国国別開発協力方針(2023年9月)において、重点分野として「包摂的で強靱な成長のための人間の安全保障の確保」を目的とした上下水を含む環境問題及び気候変動等の社会課題解決等に対する協力を実施するとしている。また、JICA は対フィリピン共和国国別分析ペーパー(2024年3月)において、我が国の歴史や知見を活用し、統合水資源管理の観点から政策・計画策定を支援する方針としており、本事業はこれら方針に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

韓国国際協力団は、DEPDev/NWRB を対象に、パンパンガ川流域における統合水資源管理システムの導入と技術研修を中心とした能力強化に係る技術協力を実施している。また、アジア開発銀行は、2018年より IPIF (Infrastructure Preparation & Innovation Facility) を実施中であり、パンパンガ川流域を含む 18 の主要河川のうち、治水対策のマスタープラン等が策定されていない 6 流域 (Abra、Agusu (Ranao)、Tagum-Libuganon、Apayao Abulug、Jalaur、Buayan-Malungon) を対象に M/P、F/S、D/D を支援している。さらに後発案件として、TA ローンの Additional Finance により 6 流域 (Agno、Mag-Asawang Tubig、Aklan、Cadac-an、Ilog-Hiabangan、Allan) の M/P、F/S、D/D を実施予定である。

3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト/対象地域名

対象地域は全国とし、成果 2、3 については以下の河川流域を対象とする想定。

成果 2：カガヤン川流域

成果3：パンパンガ川流域

- (2) 事業実施期間
2025年10月～2027年10月を予定（計24カ月）
- (3) 事業実施体制
国家経済開発庁（National Economic and Development Authority（現 Department of Economic, Planning, and Development））
環境天然資源省水資源管理局（Water Resources Management Office）
環境天然資源省国家水資源評議会（National Water Resources Board）

4. 事業の枠組み

- (1) 成果
 - 1. 統合水資源管理（IWRM）に関する既存の国家レベルの枠組と政策における介入策の包括的なレビューを実施し、持続可能で統合的な水資源管理のための枠組と政策が強化される。
 - 2. 地域・流域の統合水資源管理に関する関係機関や利害関係者間のコミュニケーションを促進し情報共有するために、既存のマルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムが強化される。
 - 3. 地域・流域の短期・中期・長期の統合水資源管理優先事業がリスト化およびレビュー及び分析され、短期について選定基準に基づき統合水資源管理優先事業が選定され、統合水資源管理の実施に関する計画および合意形成の促進のために既存の事業計画がレビューされる。
 - 4. 統合水資源管理の原則と実施に関する各関係機関の意思決定者の知識と能力の強化のための能力開発活動が実施される。
- (2) 主な活動
 - 1-1 統合水資源管理の実施の観点から、既存の枠組と政策や関連 M/P（国家統合水資源計画（IWMP）、河川流域 M/P、サブセクター M/P）をレビューする。
 - 1-2 計画と実施およびモニタリングと評価および SDGs 6.5.1 指標の評価方法を含む、持続可能で統合的な水資源管理の枠組と政策のドラフトが推奨され、カウンターパートと議論され、その概念を関係機関や利害関係者に共有する。
 - 1-3 IWMP やその他の M/P の追加や改訂を推奨し、C/P 担当者と協議する。
 - 1-4 持続可能で統合的な水資源管理の枠組と政策のドラフトを、成果 2 と 3 の対象流域に適用し、関係機関や利害関係者の間で議論し、その結果を枠組と政策にフィードバックする。
 - 1-5 持続可能で統合的な水資源管理の枠組と政策のドラフトが最終化される。

 - 2-1 対象流域の現地調査と協議に基づき、地域・流域レベルでの既存／計画中のマルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムを、適切な統合水資源管理の実施の観点からレビューし、好事例や課題を収集する。
 - 2-2 対象流域における河川流域組織（RBOs）の現状の運営状況をレビューした上で、フィリピンにおけるプラットフォームおよびメカニズムの適切な構造とプロセスを提案する。エビデンスに基づく意思決定を支援するための学術機関の潜在的な関与を探求するため、効果的なデータ共有メカニズムの確立の重要性を強調する。さらに、国家レベルと河川流域レベルの間の効果的かつ垂直的な省庁間連携の促進を目的としたメカニズムが提案される。

- 2-3 水資源の適切かつ効率的な管理・運用の観点から、既存の利害関係者および省庁間調整メカニズムである DEPDev のインフラ・河川流域管理局 (RBCO) の水資源小委員会 (SCWR) の国家プラットフォーム／メカニズムと、DEPDev /DENR-WRMO/DENR-NWRB による準備活動をレビューし、改善策を提言する。
- 2-4 改善策のドラフトについて、国家／地域・流域レベルの利害関係者および省庁間調整を促進するために、カウンターパートと協議する。
- 2-5 統合水資源管理の実施にかかる取組のためのデータ共有や連携など、地域・流域のプラットフォーム／メカニズムの適切なメンバー・役割・責任が推奨される。
- 2-6 地域・流域のマルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムの適切な設立・運営・成果のためのガイドラインのドラフトが提案され、カウンターパートと協議する。
- 2-7 ガイドラインのドラフトを関係機関や利害関係者と協議し、改善する。
- 2-8 ガイドラインのドラフトを、対象流域に適用し、教訓を得る。
- 2-9 最終的なガイドラインを提案し、マルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムの持続可能性を確保するために、適切な法制度を推奨する。

- 3-1 多目的（貯水池／ダム／池／湖沼等）事業の実施に特化した統合水資源管理の原則に従い、短期（5年）、中期（10年）、長期（20年）の期間を考慮して、統合水資源管理事業に優先順位をつけるための評価基準を提案し、カウンターパートおよび関連機関と協議する。
- 3-2 評価基準に基づいて統合水資源管理優先事業がリストアップされ、実施スケジュールがカウンターパートと協議しながら策定され、関係機関と協議される。
- 3-3 短期（5年間）のリストから最も優先的な統合水資源管理事業が選定され、アクションおよびモニタリング計画カウンターパートと協議しながら策定する。
- 3-4 統合水資源管理実施に向けた計画および合意形成を促進するため、最も優先的な統合水資源管理事業のうち、対象流域における既存または計画中の事業をレビューし再分析する。
- 3-5 選定・検討された統合水資源管理優先事業について、関係機関や利害関係者と協議され、合意形成が図られる。
- 3-6 統合的な水資源インフラ開発およびソフト面の要素を含む、フィリピンにおける統合水資源管理事業の実施のための手引書をカウンターパートと協議しながら策定し、関連機関との協議を経て最終化する。今後実施機関が事業実施において必要に応じて手引書を活用できるようにし、フィリピンにおける統合水資源管理の取組を促進するための多目的貯水池などの好事例を含める。

- 4-1 合同会議や現場視察の際にOJTが実施され、参加者による報告が開催される。
- 4-2 統合水資源管理の実施のための講義や協議が、チュートリアルやツールを準備して行われる。
- 4-3 フィリピンにおける統合水資源管理の課題に対処するため、対象流域で具体的なテーマに関する数日間のセミナーと現地視察を行う。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施 (本件では該当しない。)

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する (評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う (R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ (案) 及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援（本件では該当しない。）

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成（本件では該当しない。）

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

水資源計画・管理

<派遣の目的>

統合水資源管理の観点を踏まえ、持続可能で統合的な水資源管理のための枠組および政策の強化、地域・流域における統合水資源管理の課題の解決策の実践のためのマルチステークホルダーパートナーシップの強化およびステークホルダー間の情報共有の促進、統合水資源管理に関する優先事業の整理等を行うことにより、統合水資源管理の実践における組織構造と法制度の強化を図り、もってフィリピンの水資源の効果的かつ持続可能な管理能力の強化に資することを目指し実施する。

成果 1. 統合水資源管理（IWRM）に関する既存の国家レベルの枠組と政策における介入策の包括的なレビューを実施し、持続可能で統合的な水資源管理のための枠組と政策が強化される。

成果 2. 地域・流域の統合水資源管理に関する関係機関や利害関係者間のコミュニケーションを促進し情報共有するために、既存のマルチステークホルダープラットフォーム／メカニズムが強化される。

成果 3. 流域の短期・中期・長期の統合水資源管理に関する優先事業がリスト化およびレビュー及び分析され、短期について選定基準に基づき優先事業が選定され、統合水資源管理の実施に関する計画および合意形成の促進のために既存の事業計画がレビューされる。

成果 4. 統合水資源管理の原則と実施に関する各関係機関の意思決定者の知識と能力の強化のための能力開発活動が実施される。

<活動内容>

当直営専門家は、プロジェクト成果の発現のための進捗管理、指導並びに助言等の活動を実施する。

<期待される成果>

当直営専門家は、プロジェクトの成果を達成するために、「フィリピン国統合水資源管理アドバイザー業務フェーズ2」の受注者と連携を図り、カウンターパートに対する指導・支援を行うことにより、プロジェクト目標の達成に貢献する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：水資源管理・河川分野に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：フィリピン国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

- 2025年10月：業務開始
- 2025年11月：現地渡航開始
- 2026年10月：業務進捗報告書の提出
- 2027年9月：現地渡航終了（開始から2年間）
- 2027年10月：業務完了報告書の提出

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約14.50人月

業務従事者構成の検討に当たっては、組織・法制度および水資源計画・設計の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 延べ18回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本案件は現地再委託による業務の実施を想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「フィリピン国統合水資源管理アドバイザー業務」業務完了報告書
- 先方と合意をしている英語版 TOR

2) 公開資料

- プロジェクト研究「日本の水資源管理の経験」
JICA 報告書 PDF 版 (JICA Report PDF)
- グローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」
クラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」
持続可能な水資源の確保と水供給 | 事業・プロジェクト - JICA
- 「フィリピン国全国水資源開発・管理のための情報収集・確認調査」業務完了報告書

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有※
4	家具（机・椅子・棚等）	有

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※執務室を占有するのではなく、執務スペースを他の関係者と共有する可能性あり

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま

す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

77,281,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上がありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

活動 4-2 のセミナーに関しては、プロジェクトでは会場借上げ費を負担し、セミナー参加者への日当や交通費等の支払は発生しないため、計上しないでください。

活動 4-3 のセミナーに関しては、セミナー参加者への日当・宿泊費、交通費の支払が発生することとして、見積書にそれらを含めて計上してください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)